

朝堂院東南隅・朝集殿院 東北隅の調査

—第128次

1 はじめに

飛鳥藤原宮跡発掘調査部では、1999年以降、藤原宮の中心部である大極殿院と朝堂院の発掘調査を継続してきた。第100次調査(1999年度)では、朝堂院回廊の東北隅を検出し、また第107次(2000年度)・120・125次(いずれも2002年度。ただし第125次調査の詳細は本書に収録。)の各調査によって、朝堂院東第一堂と東第二堂、および朝堂院東門の様相を明らかにした。本調査は、朝堂院の南北規模確定と朝集殿院の区画施設、および朝堂院回廊との接続部の様相解明を目的として、朝堂院東南隅に調査区を設定した。

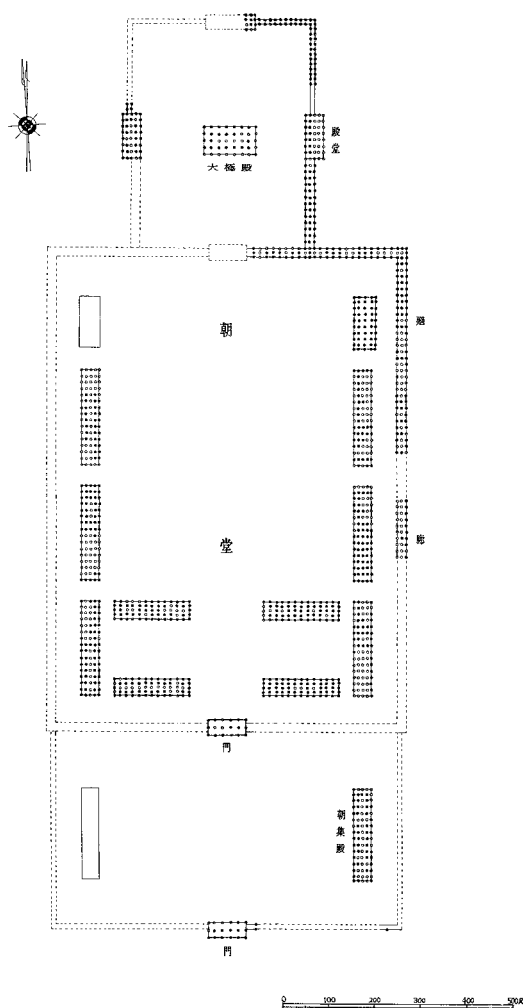


図107 古文化研の「藤原宮跡平面図」

定した。調査区は東西・南北とも32mで、面積1024m²。
4月1日に開始し、7月30日に終了した。

2 日本古文化研究所の調査

前節でもふれた通り、藤原宮中枢部は、昭和9～18年(1934～1943)に、日本古文化研究所(以下、古文化研)によって発掘調査がおこなわれている。昭和14年度までの調査は、『藤原宮跡伝説地高殿の調査』として、昭和11年と16年に報告書が刊行されたが、昭和15年度以降の成果(第8～10次)は、報告書が刊行されないまま、戦災などにより調査資料が失われた(『藤原宮』飛鳥資料館図録第13冊)。2冊の報告書によって、朝堂院の建物については調査成果が判明するものの、本調査区にあたる朝堂院東南隅や朝集殿院の様相は、「藤原宮跡平面図」(図107)によってうかがわれるにすぎない。

本調査では、報告書に記載されていない古文化研による大小の発掘区を5カ所で検出した。中央大トレンチは、朝堂院回廊の東南隅を掘り当てており、このトレンチの南辺では回廊礎石の根石を検出したらしい。このため、周囲に設けた排水溝は根石を避けている。また、南北に長いトレンチを設けて、朝集殿院の区画施設も探索しているが、どうやら発見できなかったようである。

古文化研は、第9次に朝集殿、第10次に朱雀門を検出しており、調査は南方へ進捗していた。正式な記載はないものの、『藤原宮跡伝説地高殿の調査 二』(古文化研1941)所載の「第五圖 高殿発見建築址見取圖」および巻末の「発見建築址平面図」では、朝堂院東南隅を、発見した朝堂などと同様に実線で示しており、報告書製作段階で朝堂院東南隅の情報をつかんでいたらしい。したがって、本調査で検出した古文化研の発掘区は、昭和15年冬から16年春にかけておこなわれた第8次調査区と推定される。

3 検出遺構

調査区の基本層序は、耕土・床土、旧耕作土が現地表下60～70cmにおよび、遺物包含層はほとんどなく、旧耕作土の下層が瓦・土器小片を含む橙灰褐色～茶灰褐色粘質土の整地土となる(厚さ5～10cm)。この整地土は、後述する南北大溝SD9815埋土を覆い、朝堂院東面回廊SC9010の東西両雨落溝SD8975・9002より古く、主として調

査区北半部に薄く遺存する。その他の部分は、旧耕作土直下が藤原宮造営以前の堆積土・造成土である。この堆積土・造成土は、調査区内で均質でなく、旧流路や沼状遺構と考えられる深大な落ちのほか、整地土と考えられる黄灰色～茶灰色砂質土、また均質な青黄灰色シルトが同一面上に現れ、藤原宮造営時の詳細な様相をつかむことは困難であった。ただし、調査区西北部を中心に埴輪片が出土しており、藤原宮造営時もしくはそれ以前に、古墳を破壊する整地が施されているらしい。また、古文化研による中央大トレンチや、やや深い素掘小溝底では、弥生土器が完形に近い形で出土しており、遺構検出面から30～50cmで、部分的には弥生時代の遺構面に到達する。

遺構は、旧耕作土直下で大部分を検出し、南北溝SD9815北端部は先述した整地土を除去して検出した。検出面の標高は、調査区東南隅が最も高く約73.9m、西北隅が最も低く約73.5mである。

朝堂院回廊 朝堂院を囲む礎石建複廊の東南隅を検出した。第100次以後の各調査から想定した位置で、東面回廊SC9010を検出し、調査区中央付近でこれが逆L字形に折れて南面回廊SC9810となり、西方に続くことを確認した。いずれも礎石を残さないが、拳大の根石のほか、据付穴や抜取穴を計14ヶ所で検出し、これは東面・南面とも隅部分を含めて5間分に当たる。復元できる回廊の柱間寸法は、桁行が約4.2m（14尺）、梁行が約3.0m（10尺）で、隅部分2間四方は約3.0m（10尺）等間となる。これは既発掘調査成果と合致する。

礎石据付穴は、総じて東面回廊よりも南面回廊の遺存状況がよく、平面は一辺が1.5mほどの方形で、深さは最大でも30cm程度である。根石を残すのは、南面回廊外側柱筋のみであり、ほかの部分では、根石の一部は縦横に掘られた後世の素掘小溝に落とし込まれていた。

回廊基壇も削平されており明確ではないが、周囲には若干の凝灰岩片が散在していることから、凝灰岩製の基壇外装が施されていたと想定することもできる。なお、東面回廊は後述する南北大溝SD9815よりも造営が遅れる可能性がある。

回廊雨落溝 回廊内外には雨落溝を巡らす。東面回廊東雨落溝SD8975は、幅約1m、深さ約20cmの南北溝で、埋土は粗砂が混じる暗灰褐色砂質土で、瓦片や木片を含む。後述する石敷SX9813より新しいが、石敷以南は古文化

研の調査区で破壊されている。北方の第120・125次調査区で検出した、SD8975下層の溝SD9040は、本調査区では埋土が周囲の造成土と酷似し、やや不明瞭だが、幅約85cm、SD8975溝底からの深さ約20cmほどを確認した。

西雨落溝SD9002は、幅60～80cm、深さ約8cmの浅い南北溝で、埋土は瓦片を含む暗灰褐色砂質土である。南端でこれと逆L字形に接続する南面回廊北雨落溝SD9812は、幅30～50cm、深さ約10cmの東西溝で、SD9002と同様の埋土をもつ。これらの溝は、回廊推定柱位置から約2.0m離れており、これが回廊の軒の出とみられる。雨落溝SD8975・9002・9812上では、瓦溜がやや盛り上がっているが、これは瓦片廃棄の際に雨落溝位置で意識的に盛られたらしく、瓦溜を取り除くと、雨落溝埋土の暗灰褐色砂質土が現れる。

第120・125次調査区で検出したSD9002下層の南北溝SD9080は、本調査区では確認できなかった。ただし、南面回廊北雨落溝SD9812の下層には東西溝SD9817があり、本来SD9080も存在したと考えられる。この東西溝SD9817は、幅約1.2mで、底面はやや凹凸をなしており、深さは遺構検出面から10～35cmを測る。東端部では緩く広がり、また、若干北へ曲がりながらとぎれる。

南面回廊南雨落溝SD9811は、次に述べる東西溝SD9824によってほぼ完全に削平されており、下層の溝SD9816を検出したにとどまる。

東西溝SD9824 朝堂院南面回廊南雨落溝付近にある幅約0.6～1.0m、検出面からの深さ約10～20cmの東西素掘溝。後述する朝集殿院東面回廊SC9840付近から西方で主に検出した。埋土は、朝堂院回廊の雨落溝埋土に共通した砂質土でなく、瓦片を含む暗橙褐色～暗灰褐色の粘質土で、埋め立てられた様相を呈する。SC9840礎石抜取穴よりも新しい。

東西溝SD9816 東西溝SD9824の下層にある東西素掘溝。幅約60cm、遺構検出面からの深さ約30cm。埋土に木片や明黄白色の粘土ブロックを含むなど、後述する南北大溝SD9815南端付近の埋土と様相が似る。接続部が素掘小溝で破壊されているものの、SD9815につながる回廊造営時の溝と考えられる。調査区西端付近でとぎれる。

足場 朝堂院回廊基壇内外で検出した掘立柱小穴列。回廊柱間の中間に位置し、2穴が近接するものも多く、一方には、黄色土もしくは白色土（壁土か）が混じり、も

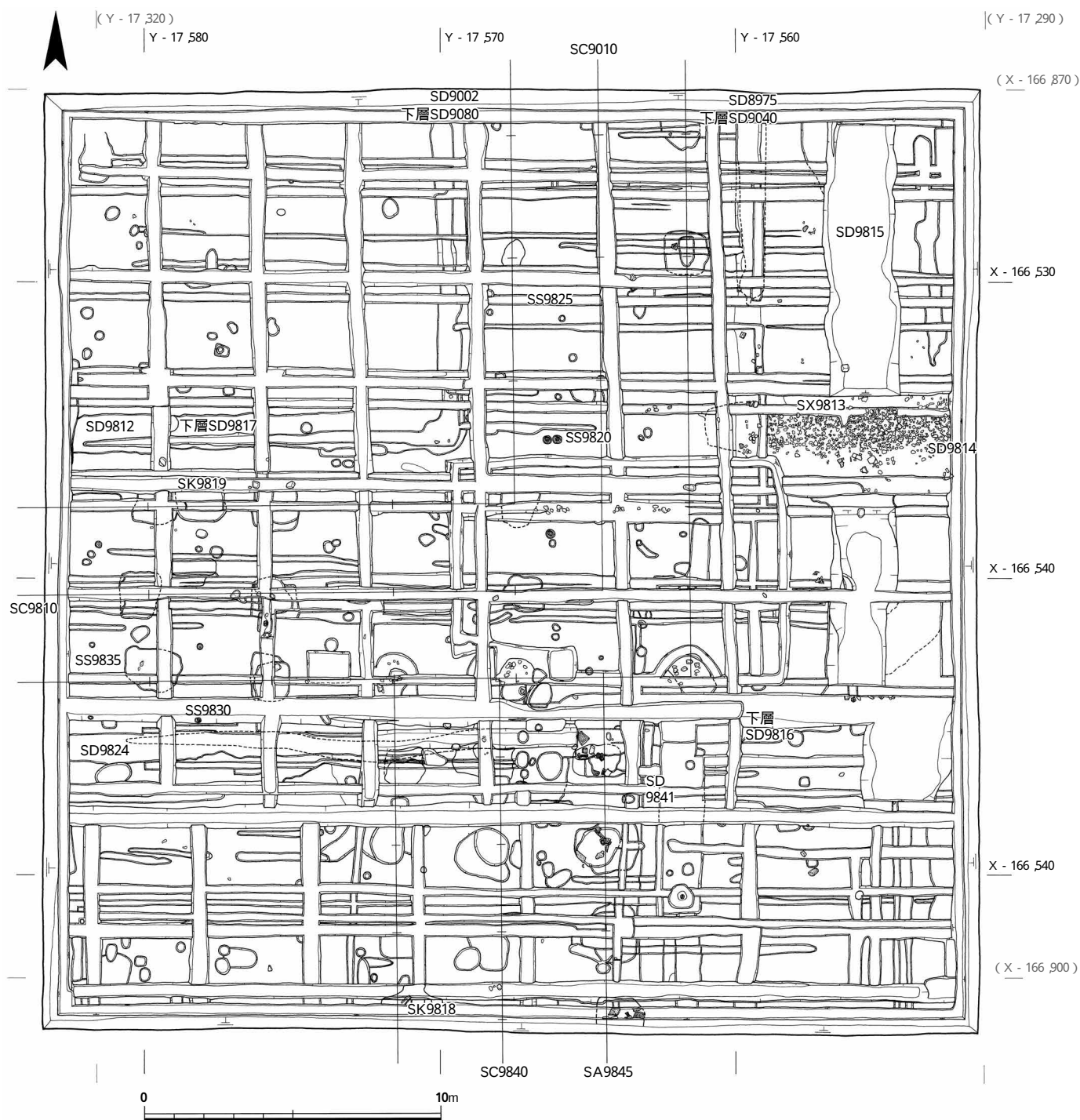


図108 第128次調査遺構図 1 : 200

う一方には径10cm程度の柱痕跡を残すものがある。後者の足場は、南面回廊の基壇外にも柱穴を残し、北雨落溝位置では、雨落溝埋土下で検出したことから、これらは造営時の足場と考えられる。回廊礎石の痕跡同様、東面回廊では検出数が少ない。東面回廊造営時の足場穴をSS9820、それ以外(解体時)のものをSS9825、南面回廊造営時の足場をSS9830、それ以外(解体時)をSS9835とする。朝集殿院東面回廊SC9840 朝堂院回廊から南に延びる複廊で、礎石据付穴・抜取穴を10ヶ所(4間分)で検出した。礎石自体は遺存せず、根石もほとんどない。

柱位置は明確でないが、柱間寸法は梁行が約3.6m(12尺)、桁行が約3.0m(10尺)とみられ、桁行よりも梁行の柱間寸法が大きいという、複廊としては異例の構造をとる。朝堂院回廊との取り付け部分の柱間寸法は約2.7m(9尺)である。朝堂院東面回廊の延長上になく、1間ぶん西方へずれる。すなわち、朝集殿院回廊の東と西の側柱筋は、朝堂院南面回廊の東端から第2、第4列目の柱筋(東面回廊との隅部分を含む)に合うとみられる。したがって、朝集殿院回廊の棟通りは朝堂院回廊の柱筋とは合わない。

東側柱の柱掘形は、一辺1.5mほどの隅丸方形で、礎石据付掘形には、比較的大ぶりの瓦がまじる。後述するように、東側柱位置には前身の掘立柱塀があるため、地盤を安定させる目的で瓦を根石として使用したらしい。西側柱と棟通りの据付掘形は、不整円形できわめて浅く、かろうじて掘形底部を残す程度である。

朝集殿院回廊東雨落溝SD9841 素掘小溝により大きく破壊されており、朝堂院回廊との取り付き付近でわずかに溝の東肩周辺が残るにすぎない。現存最大幅は約20cm、素掘小溝の壁で確認できる深さは最大15cmで、回廊東側柱推定位置から1.2～1.5m離れる。先述した南面回廊南雨落溝位置にある東西溝SD9824より古く、この下層にある造営溝SD9816より新しい。なお、西雨落溝、および下層の溝は検出できなかった。

朝集殿院東面掘立柱塀SA9845 朝集殿院東面回廊の東側柱位置下層にある掘立柱南北塀。回廊の礎石位置が、掘立柱塀の柱位置を完全に踏襲するため、柱穴掘形の平面形・規模などは明確でない。断面観察によれば、礎石据付穴下面における掘形の幅は約1.2mを測る。柱穴周囲の土層は、シルト質もしくは砂礫層で湧水が激しく、観察する間もなく断面観察坑の壁が崩落してしまうため、掘形の深さも確認できなかった。少なくとも礎石据付穴下面から70cm程度はある。掘形埋土は、淡黄灰色の粘土ブロックを含む暗灰色～灰褐色の粘土で、抜取穴にはこの粘土ブロックが少ない。

南北大溝SD9815 調査区東辺沿いにある南北大溝。朝堂院・朝集殿院の回廊取り付き付近から南にはなく、この位置で東からの溝が北に折れる。検出面における幅は約2.5m、検出面からの深さは約50cmを測り、南端付近と後述する石敷SX9813付近では、深さ20～25cmほどで氾濫原状に広がっている。溝の堆積土は大きく3層に分かれる。最上層は明茶～橙灰色の粘質土で、瓦を多量に含む。これには、打ち欠いたような角の鋭い瓦の細片とともに完形に近い瓦を含み、造営直後の廃棄瓦という印象を受ける。第2層は木屑を多量に含む暗灰色～暗灰褐色の粘質土で、木屑は層状をなすが、部分的な厚薄があり、後述する石敷SX9813の北方では、木簡が集中的に出土した。最下層は暗青灰色～灰色の粘土で、小枝などの自然木のほか少量の瓦片を含む。流水を示す砂層が薄く堆積する部分も認められた。次に述べる石敷SX9813より

古く、石敷下層の東西溝SD9814よりも新しい。

石敷SX9813 調査区東辺中央やや北にある石敷。朝堂院南面回廊北雨落溝の東延長上に位置し、東面回廊東雨落溝SD8975付近から東にのびる。幅約2.5mで、検出した長さは7mほどである。拳大の河原石および瓦小片が敷かれており、石は検出面から深いところで約10cm下までおよぶ。

土層の観察によると、この石敷の下層には、後述する東西溝SD9814があり、それを破壊して先述した南北大溝SD9815が掘られている。そして、SD9815を埋めて周囲の整地をおこなったのち、石敷を造ったらしい。また、東面回廊東雨落溝SD8975は、この整地層を削り込んで造っており、石敷SX9813との直接的な関係は明らかでないが、併存すると見られる。整地土は厚さ5～10cmのため明確でないものの、一部は東面回廊の基壇位置にも広がるようだ。これを認めると、回廊の造営はSD9815より遅れる可能性がある。

石敷SX9813の性格については不明だが、先行する溝による低湿地盤上面の舗装と考えておきたい。なお、石敷の位置は、東面回廊の南から第3間め（隅を含む）に相当し、この位置に穴門を想定することも不可能でない。

東西溝SD9814 石敷SX9813の下層にある東西溝。石敷SX9813や南北大溝SD9815により規模は明確でないが、土層の観察から幅は3m以上とみられる。東面回廊東雨落溝SD8975心から約1.4m西方まで延び、検出した全長は約8.5m。石敷SX9813上面からの深さは25～40cmほどで、埋土は暗灰褐色～淡灰橙色粘質土で人為的に埋め立てた土である。溝の性格は不明。

その他 調査区南辺中央付近に、完形の丸瓦を含む土坑SK9818が、また、南面回廊北側柱筋に、回廊礎石据付掘形より新しい土坑SK9819がある。

（箱崎和久）

5 出土遺物

出土遺物には、土器類、瓦類のほか、南北大溝SD9815から出土した木簡がある。また、木材のはつり屑を思わせる小木片のほか、ごく少量だが檜皮が出土している。記述は、まず土器類と瓦について述べ、木簡は項を改めて詳述する。

土器類 弥生時代から中世にわたるものの、全体的に出土量は少なく、藤原宮期の土器も僅かである。

表13 第128次調査出土軒瓦集計

軒 丸 瓦			軒 平 瓦								
型式	種	数	型式	種	数	型式	種	数			
6273		2		B	10	6561	A	1	6642	A	4
6273	B	1		計	42	6641	A	2		C	3
	C	4		その他			Ab	3	6643	B	1
6275	A	1		面戸瓦	5		C	6		C	1
	D	9		道具瓦	1		E	2	6647	D	1
	I	1		計	6		F	2			
6281	A	14					N	2		計	28

木簡を含む南北大溝SD9815からは、細片が多く出土した。土師器には杯A、皿Aが、須恵器には甕などの小片があり、いずれも飛鳥 に比定できる。また、弥生土器の甕7個体分、広口長頸壺3個体分が出土した。広口長頸壺には、焼成後体部下方に穿孔しているものもある。本調査区の西方に位置する、四分遺跡で検出した井戸SE680から出土した土器に類似することから（第3次調査、『藤原報告3』）、畿内第 様式と考える。

土器以外には、硯15点、製塩土器9点、埴輪250点、土馬1点、円板1点、漆付着土器1点が出土した。硯は、蹄脚硯の脚台部片、圈足硯の外堤部と脚台部片が1点ずつ出土したほか、須恵器杯蓋などの転用硯もある。製塩土器のうち1点は古墳時代前期と考えられ、その他は奈良時代以降。埴輪は調査区全域から出土したが、西北部に集中している。形象埴輪には、家形埴輪がある。円筒埴輪は9割以上が窯窯焼成で、淡橙色を呈し、低い突帯をもつ6世紀前半のもの。（飛田恵美子）

瓦磚類 大量の瓦類が出土したが、整理途中のため出土量は確定していない。したがって、表13の軒瓦の点数も現段階のものと理解されたい。整理作業が進むにつれて、数量は増えると思われるが、今のところ、朝堂院地区の周辺の調査における出土量に比べて非常に少ない。

軒瓦のほとんどは、朝堂院回廊または朝集殿院回廊付近から出土した。ただし、過去の調査成果で朝堂院回廊の所用瓦とされた6233Ba - 6642A、6275A - 6643C、6279Ab - 6642Cの3組はほとんどみられず、特に6233Baと6279Abは、現在のところ1点もない。一方で、朝堂の所用瓦と推定している6281A・Bが一定量出土している点は注目される。今後の調査と整理作業の進展を待ちたい。

また、南北大溝SD9815の出土瓦についても少し触れ

ておこう。SD9815出土瓦のほとんどは、丸・平瓦の破片だが、摩耗した形跡が少ない。また、使用痕跡もあまりみられず、破碎して廃棄したと想定することも不可能でない。SD9815の性格と機能については明確でないが、あるいは周囲における造営の様相を示す遺物かもしれない。

今後の整理作業の進展によって朝堂院地区東南隅の様相を明らかにできることを期待したい。（小谷徳彦）

6 木 簡

木簡はすべて南北大溝SD9815から出土した。ほとんどが第2層から出土し、調査区北辺付近の溝西岸に集中する。整理中のため出土総数は未確定だが、最終的には5000点を超えると予想される。大半は削屑で、完形の木簡はごく少数である。詳細は別途刊行予定の『藤原木簡概報18』を参照されたい。

年 代 年 紀を記す木簡は33：戊寅年、32：大宝元年（701）、1：大宝3年（703）の3点を確認した。戊寅年は天武7年（678）と推定される。この他、「太寶二年」と読める断片が1点ある（釈文は掲載せず）。削屑の中には地名を記すものがあるが、「郡」「里」表記が圧倒的に多い。現時点で「評」は12のみ、「五十戸」は33に可能性があるのみである。33は荷札木簡であるため、荷とともに長期間保存されていた可能性がある。一方、文書木簡や出土量の大半を占める削屑は日常的な事務作業にともなうもので、木簡作成から廃棄までの時間経過は比較的短い。よって、木簡の年代は8世紀初頭頃が中心で、短期間にまとめて廃棄されたものと判断される。

衛土・仕丁関係木簡 1は右衛土府から出された移。現状では宛先は確認できず、省略の可能性もある。移は互通文書と呼ばれ、同格の官司間で取り交わされる文書型

式である。木簡や正倉院文書の実例から、食料の請求や物資の運搬など、官司における種々の日常業務に広く移が用いられたことが分かっている。なお文書木簡の廃棄場所は、宛先、発給元、宛先から発給元へ戻る経路の途中など、さまざまな可能性があるため、調査地と右衛士府との関係は慎重に検討しなければならない。

2～4には「列」という語がみえる。列とは、衛士・仕丁の人数確認や食料支給などのための人員編成単位と考えられており、列の統率者の名を冠して呼ばれた（高橋周「「十上」考」『日本律令制の構造』2003）。また、列の構成員数は10人の場合と50人の場合が知られ、その統率者は「十上」「五十上（五十長とも記す）」と称した。9の他、10もこれに該当する可能性がある。10人で構成される衛士・仕丁の編成単位としては他に「火」があるが、11はそれに関係するかもしれない。8の「立丁」は、二人一組で徴発された仕丁のうち、実役に従事する者を指す（他方は「廩丁」として炊事に従事）。

歴名木簡ほか 複数の人名を列記した歴名木簡が多数出土している。ほとんどは削屑であり、歴名を用いる事務作業が調査地周辺で行なわれていたことが分かる。労働管理ないしは勤務報告の目的で作成されたものであろう。地名に続けて人名を記したものも多い。地名はその人物の本貫地であろう。13は逃亡者の名を記したもののか（「逋」は「逃」と同義）。「逋」字を記す削屑はこの他にも数点確認している。

労働管理などに用いられたとみられる木簡は他にもある。2・7は勤務の時間帯（直・宿）に関わるものだろう。27は「日」字が記されておらず、字が削り取られた形跡もないことから、単に日付を記したのではなく、二月の勤務日数を記録したものかもしれない。28は病により本貫地へ還る意であろうか。

処方箋木簡 34は薬の処方を記した木簡である。部分的な文字の違いはあるが、『備急千金要方』に載る「秦艽酒」（関節痛などの治療薬）の処方とよく合致する。

*『備急千金要方』巻第七 風毒脚氣

秦艽酒。治四肢風、手臂不収、髀脚疼弱、或有拘急、攣縮屈指、偏枯痿躄、瘡小不仁頑癬者、悉主之方。

秦艽 牛膝 附子 桂心 五加皮 天門冬各三兩

巴戟天 杜仲 石南 細辛各二兩 獨活五兩 薏苡仁一兩

右十二味咬咀、以酒二斗漬之、得氣味、可服三合、漸加至五六

合、日三夜一服。

『千金要方』は初唐の医家である孫思邈（682年没）が650年頃に著した医書で、宋代にこれを勅命によって校訂したものが『備急千金要方』である。飛鳥京跡苑池遺構（第4次調査）から、同書に収められる「西州續命湯」の処方とほぼ同内容を記した木簡が出土している（榎原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報』2001年度）。このことより、『千金要方』が飛鳥浄御原宮期に日本へ請来されていた可能性が指摘されている（和田萃「西州續命湯方」『季刊明日香風』88、2003）。ただし、苑池遺構出土木簡も本木簡と同様、薬剤の配合量などに『備急千金要方』との異同がみられるため、同書が今日伝わるそのままの形で7世紀後半の日本に伝来したかどうかについては検討の余地がある。また、本木簡では配合する薬剤名の下に「去心」「炮」など、薬剤に施す処理が細注として記されている。医書からの単なる引用ではなく、臨床を前提とした実践的な処方を記している可能性もある。

その他 荷札木簡は現時点で33のみで、細片中にも原形が荷札であったと判断できるものはほとんどない。習書木簡は九々を記す35～37や、38・39などの他、削屑にも多数みられる。35・36は同筆である。

課題 全体として衛士・仕丁に関わる可能性のある木簡が目立つ。衛士は、本来の任務である宮城の警護の他、仕丁などとともに造営工事の労働力として使役されたことが知られる。木簡は整理中であり、全貌は未だ明らかでないが、木簡群の性格を考える際、衛士の持つかかる二面性を念頭に置く必要がある。（竹内 亮）

7 成果と課題

朝堂院の南北規模と振れ 朝堂院の南北規模は古文化研の調査成果から算出して、北面回廊と南面回廊棟通り間で318.18m（900大尺×0.3553m）ほどと言われてきた（井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集』奈文研、1984）。しかし、第100・107次調査で確認した朝堂院回廊東北隅の成果（表14-B）を参照すると、それより約3m長い321.3mとなる。さらにこれらの座標値から、東面回廊の振れは、北で西に0°38'31"以下、N0°38'31"Wのように記す）と算出される。朝堂院回廊は、南北に長大な建物であり、藤原宮内の同一建物からはじめて信頼しうる朝堂院の南北規模と造営方位を得ることができた。なお、表14の座標

〔史料〕第二八次出土木簡

1	右衛士府移□□□ 〔可力〕 ・ 大國 大寶三年□ (191)・(8)・5 081	14	「三」 □□□□□ 枝「土師マ刀良	28	〔病力〕 □依還 091	35	〔八力〕〔十力〕 ・ □□九七十二六九五□ 〔賀力〕 (115)・(14)・3 081
2	夜不仕人猪手列丸マ國足 141・21・2 011	15	山下首 □□ 091	29	〔被力〕 □賜 091	36	八九七十二 九々八十 七九□ (124)・31・7 019
3	・ 辛犬列十五人 八月十四日 (97)・17・2 019	16	〔佐力〕 山寸曰□ 物ア首□ 091	30	〔月力〕 □一日記出雲□ 091	37	〔八十一 八力〕 九々□□□ □九□ 102・(21)・4 081
4	□□列忍海ア子未呂 166・26・5 011	17	□葛木下郡山ア里□田□ 091	31	兵庫 091	38	・ 萌斬都夫組□都夫人人天大人 都夫□大人夫□□ 鍼碓杵 242・19・3 011
5	・ □連部卅三 嶋□部□□□ 卅七 五月廿四日 159・16・2 011	18	〔葛力〕 □□木下郡 091	32	太寶元年 091	39	十一月一日遊遊 228・(21)・3 081
6	・ 五背部卅三百嶋部六 五月廿四日 151・22・3 011	19	□□ 治郡大 091	33	戊寅年高矢五□□ 170・20・4 032		
7	「直」 五背□田ア□ 〔須力〕 (132)・(38)・4 081	20	奈須郡□ 091	34	・ 秦膠酒方治四支風手臂不收脱脚痿弱或有病急 〔細力〕 ・ 天門冬三兩 煮心慈桂一兩獨活五兩 □辛三兩 巴□ 附子二兩 五□ (276)・26・6 019		
8	□立丁 (55)・(22)・3 064(曲物底板)	21	旦波国□麻太郡□王ア里□ (211)・(20)・1 081				
9	十上丈ア□□ 091	22	□田郡日下マ里秦 □□ 091				
10	五十 091	23	阿刀里日下マ□ 091				
11	丈ア火四 三枝ア大 091	24	□川合里大伴マ□ 091				
12	「得麻呂忍海評」 □安未呂□□ 〔置力〕 091	25	□□〔岡力〕 □□□里車持ア□未呂□ 091				
13	「□」 大伴マ鳥(三丁之方) □「□」 〇丈マ意美 右□□□中 通 091	26	郡大曾祢里□ 091				
		27	二月廿九 091				



図109 第128次調査出土木簡 2 : 5

値は、2002年の測量法改正にともなう世界測地系による。従来の日本測地系とは平行移動であり、本書例言に載せる移動量を用いて換算した。

藤原宮中軸線の振れは、藤原宮南面中門（朱雀門）SB500（表14-G）と北面中門SB1900（表14-H）の心を結ぶとN0°37'55"Wが得られる。また、宮内先行条坊を含めた朱雀大路の振れの検討では、東側溝の振れN0°37'39"Wを採用している（小澤毅「藤原京条坊と寺地」『吉備池廃寺発掘調査報告』奈文研、2003）。一方、藤原宮南辺部を調査した第118・124次の所見では、藤原宮の南面大垣および内濠は、E0°45'50~55"Nの振れをもつ（『紀要2003』）。以上の諸点からみて、本調査によってあきらかになった、朝堂院東面回廊の振れN0°38'31"Wは、朱雀大路の振れより若干大きい、朝堂院の振れとして妥当と考えられる。したがって、以後の検討ではこのN0°38'31"Wの振れを使用したい。

朝堂院の東西規模は、朱雀門SB500心の座標（表14-G）を基準とすると235.8mと得られ、北面中門心（表14-H）では235.5m、朱雀大路道路心（表14-I）では237.2mと算出される。ここでは、ひとまず朱雀門心を基準とした235.8mを採用しておきたい。したがって、藤原宮朝堂院の規模は、回廊棟通り間で、南北321.3m、東西235.8mとなり、すでに指摘があるように、古代宮都でももっとも規模が大きい。

朝集殿院の東面区画施設 藤原宮朝集殿東側の区画施設が判明した。しかも建て替えがあり、前半が掘立柱塼、後半が礎石建ち複廊となる。前半の掘立柱塼は、朝堂院回廊の棟通りに合わせており、後半の複廊東側柱がこの位置を踏襲していることから、朝集殿院造営の基準となったのは、朝堂院回廊棟通りと考えられる。朱雀門SB500心の座標（表14-G）を基準とすれば、朝集殿院の南北規模（朝堂院南面回廊棟通りと朱雀門心との間）は131.5mと算出される。

朝集殿院の東西区画施設に関して、古文化研は単廊を想定していた（図107）。それは古文化研が、平安宮などと同様に、藤原宮にも朱雀門・朝集殿院南門・朝堂院南門が南北に連なると考えていたためである。つまり現在判明している朱雀門SB500を朝集殿院南門と解釈し、その東方で検出した南北にならぶ礎石の根石を単廊の遺構とみなして、朝集殿院の東方にもそれが続くと考えたらし

い。朝堂院回廊との取り付け部分では、壁が連続するよう朝集殿院回廊（単廊）の外側柱筋を朝堂院東面回廊（複廊）の棟通りに合わせた復元図とした。ところが、奈文研の発掘調査により、古文化研が朝集殿院南門と考えた門跡は、朱雀門SB500であることが確実にになった。朝集殿の規模や朱雀門の位置を考えると、その間に独立した朝集殿院南門を置く空間がほとんどないからである。このため、朝集殿院の東西を区画する施設の様相は不明となっていた（図96）。

ところで、古代宮都で朝集殿院の東・西面区画施設が明らかとなった例は少ない。発掘調査で確認しているのは、平城宮東区で、奈良時代前半は不明（掘立柱塼と推定）ながらも、奈良時代後半には築地塼であった（本書128頁）。平安宮も陽明文庫本「八省院図」には「瓦垣」とあり、築地塼だったらしい。一方、7世紀の宮殿では、重要な区画をしばしば複廊とした。前期難波宮では主要区画施設が掘立柱の複廊で、飛鳥浄御原宮の内郭や東南郭（エビノコ郭）の外郭施設は、複廊状の建物となる可能性が指摘されている（小澤毅「飛鳥浄御原宮の構造」『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003）。また、藤原宮でも大極殿院や朝堂院の回廊を複廊とする。検出した複廊は、この系譜に連なるものと理解できるだろう。

しかし、この朝集殿院の複廊をこのまま南方へのばすと、朱雀門両脇に連なる藤原宮南面の区画施設に問題が生じる。藤原宮の内外を隔てる施設は、これまでの調査で一本柱塼が確認されており、朱雀門SB500の両脇も一本柱塼の大垣を想定してきた（図96）。本調査で検出した複廊が、この一本柱塼にぶつかるのであれば、ここに門が開く可能性を想定しなければならなくなる。一方、前期難波宮では、朱雀門の両脇を複廊としており、古文化研が朱雀門の東方で検出した礎石の根石を重視すれば、朱雀門の両脇のみを複廊と考えることも不可能でない。さらに、本調査では複廊に先行する掘立柱塼を検出しており、これは朱雀門両脇の施設の改造に伴うものかもしれない。

たびたび述べているように、本調査で、朝集殿院東面区画施設に建て替えのあることが判明した。藤原宮内における建て替えは、西方・東方官衙に例があるが、大極殿院・朝堂院地区では初例であり、改造の一部は藤原宮中枢部まで及ぶ可能性のあることが判明した。

表14 検出遺構の位置

記号	位 置	X座標	Y座標	調査次数	備考・出典
A	朝堂院東南隅	- 166 540 5	- 17 564 4	本調査	
B	朝堂院東北隅	- 166 219 2	- 17 568 0	第100次	年報2000 -
C	第一堂SB9100の東北隅柱	- 166 248 6	- 17 585 9	第107次	紀要2001
D	第二堂SB9700の東北隅柱	- 166 304 0	- 17 584 3	第120次	紀要2003
E	第二堂SB9700の東南隅柱	- 166 364 9	- 17 583 8	第125次	本 書
F	東門SB9800の中心	- 166 372 1	- 17 566 5	第125次	本 書
G	朱雀門SB500の中心	- 166 673 3	- 17 680 8	第 1 次	吉備池廃寺報告（奈文研 2003年）
H	北面中門SB1900の中心	- 165 766 7	- 17 690 8	第18次	吉備池廃寺報告
I	朱雀大路先行条坊SF1920心	- 166 084 2	- 17 688 1	第20次	藤原京研究資料（奈文研 1998年）

* 座標値はいずれも世界測地系で本調査以外は日本測地系からの換算。本書例言参照。

南北大溝SD9815の性格 本調査区の東辺で検出した南北大溝SD9815は、出土した木簡の紀年から、大宝3年（703）以降に埋められたことは確実である。出土遺物は整理中であるが、小木片や檜皮があり、周辺で進む建築工事を想定させる。先述したように、木簡の内容も造営に従事した衛士・仕丁に関係する可能性もある。

ところで、調査区北壁における土層の観察では、南北大溝SD9815埋め立て後の整地土は、一部が朝堂院回廊基壇位置にも及んでいる。したがって、少なくとも朝堂院回廊東南隅の一部は、大宝3年以降に完成したか、基壇におよぶ改造を受けている。朝堂院東北隅を発掘した第100次調査では、朝堂院回廊の下部を通る先行条坊が、藤原宮造営まで存続した可能性が高いことから、朝堂院回廊の造営時期が遅れることを示唆しているが（『年報2000 - 』）、本調査区でもその可能性をなしとしない。この場合、同時に朝集殿院東面区画施設の造営も遅れることとなるだろうが、さらに朝集殿院では建て替えがおこなわれているのである。

南北大溝SD9815は、朝堂院南端付近で東方から本調査区に流れ込んで北流するという、特異な流路をもつ。出土した檜皮は、朝堂院の諸建物には用いなかったと考えられ、出土遺物は朝堂院東方にある施設の造営をも反映する可能性がある。この溝自身と出土遺物の性格については、周辺の調査の進展を待って改めて検討する必要があるだろう。

朝堂院の配置計画 最後に、これまでの朝堂院の調査成果をふまえて朝堂院全体の配置計画を考えてみたい。朝堂院の振れには、本調査で得たN0°38'31"Wを用いる。先述したように、朝集殿院東面区画施設の状況から、朝堂院も回廊棟通りを基準と仮定する。

藤原宮主要部の地割りには大尺（=令大尺=1.2×令小尺、令小尺は単に尺と表記する）を用い、朝堂院は東西650大尺（780尺）、南北900大尺（1080尺）、朝集殿院は南北375大尺（450尺）で計画されたことが指摘されている（井上和人前掲論文）。本調査で明らかになった朝堂院の南北長は

321.3mで、これを900大尺とすると、1大尺は0.3570m（1尺=0.2975）となり、単位尺は若干長い感がある。また、朝集殿院の南北長131.5mを375大尺とすると、1大尺=0.3507m（1尺=0.2922）となり、両者の単位尺には大きな差がある。また、朝堂院の東西長235.8mを650大尺とすると、1大尺=0.3628m（1尺=0.3023）となって、これも単位尺が大きい。

東門SB9800心（表14-F）と北面回廊棟通り（表14-B）との距離は152.9mで、朝堂院南北の midpoint になく、北に寄っている。これは第一堂の桁行規模が第二～四堂よりも小さいため、第二堂と第三堂の間に設けた東門が北に寄ったと理解できる。83頁で推定したように、東門SB9800が桁行3間・17尺等間とすれば、その南妻は北面回廊棟通りから160.4mほどとなり、朝堂院南北の midpoint に近い。

つぎに第一堂と第二堂の南北位置を検討しよう。朝堂院北面回廊棟通り（表14-B）から第一堂北妻（表14-C）までの距離は29.2mで、第107次調査では、これを100尺と解釈した（『紀要2001』）。このとき、単位尺は1尺=0.292mとなる。第二堂北妻（表14-D）は、朝堂院北面回廊棟通り（表14-B）から84.6mだが、1尺=0.292mを援用すると289.8尺が得られる。これは290尺に相当しよう。これらは大尺を用いると完好な数値を得られない。

今度は第二堂の桁行規模をみよう。第120・125次調査から、第二堂は桁行15間・14尺等間、すなわち全長が210尺と判明した。表14から算出される南北長は、60.9mとなり、単位尺は1尺=0.290mとなって若干小さい。北面回廊棟通り（表14-B）から第二堂南妻（表14-E）までの距離は、145.5mとなり、これを第二堂北妻までの距離290尺に第二堂の南北長210尺を加えた500尺とみると、単位尺は0.2910mとなる。東門SB9800が桁行3間・17尺等間とすれば、朝堂院の midpoint である東門南妻までは、北面回廊から551尺となり、朝堂院の全長は1102尺となる。これを1100尺とみて、南北長321.3mから単位尺を求めると、1尺=0.2921mが得られる。

これは朝堂院の南北長を900大尺（1080尺）と想定した

場合よりも、朝集殿院の単位尺1尺=0.2925mに近い。

このように建物配置に関係する北面回廊棟通りからの第一堂北妻、第二堂の北妻の距離、朝堂院の南北規模といった地割り、大尺では完好な数値を得られず、むしろ単位尺を1尺=0.2910~0.2925とする尺(令小尺)の方が合理的に説明できる。なお、基準を朝堂院回廊棟通りではなく、内外の柱筋に想定しても、必ずしも大尺では完好な数値とならない。さらに、これは第二堂単独の建物全長から得られる単位尺にも近い。

一方、東面回廊はどうだろうか。東門北妻と第二堂南妻が柱筋を合わせ、東面回廊・第二堂の柱間寸法はいずれも14尺と報告されているから、東面回廊と第二堂はすべて柱筋がそろはずである。古文化研の「藤原宮跡平面図」(図107)では、柱筋を合わせ、北面回廊・東門間(隅を含まず)を33間に復原している。ところが、第二堂の北端を調査した第120次調査区では、柱筋がまったく合わない。試みに北面回廊(隅を含まず)と東門北妻間の143.3mほどを34間に割って、1間=4.214mを座標上に落とすと遺構とよく合致する。これを14尺とすれば単位尺0.3001mとなる。なお、35間・14尺等間としたときの単位尺は0.2924mとなるので、回廊の造営尺は少なくとも第二堂とは異なると考えられる。

東西方向に関しては、第一堂の西入側柱筋が東面回廊棟通りから100尺と推定されていた(『紀要2001』)。この実長は29.7mであり、単位尺は0.297mで若干大きい。この単位尺を用いると、朝堂院の東西長235.8mは793.9尺と算出される。これを800尺とみたときの単位尺は1尺=0.2948mである。また、第一堂西入側柱筋は、朱雀門心を基準とする朝堂院中軸からの実長は、88.1mであり、これを300尺と見れば単位尺0.2937mとなる。以上から、東西方向に関しては単位尺がややばらつくが、第一堂西入側柱筋から朝堂院中軸線まで300尺、東面回廊棟通りまで100尺で、朝堂院東西長が800尺と考えておきたい。朝堂の東西方向の位置は、これまでの指摘のように、第一堂西入側柱筋が基準と考える。

以上のように、現段階の発掘データでは、朝堂院の規模と朝堂の配置は、尺(令小尺)の方が完好な計画値を得られる。ただし、これを大尺による計画寸法を施工時に調整した結果と考える余地も残されている。建物の柱位置も明確でなく、施工誤差も考慮しなければならないと

すれば、現段階では検討材料が不足しており、上記の可否は、今後の調査成果を待って検証してゆく必要がある。本調査では、そのための重要な基礎資料を得たと言えるだろう。(箱崎)

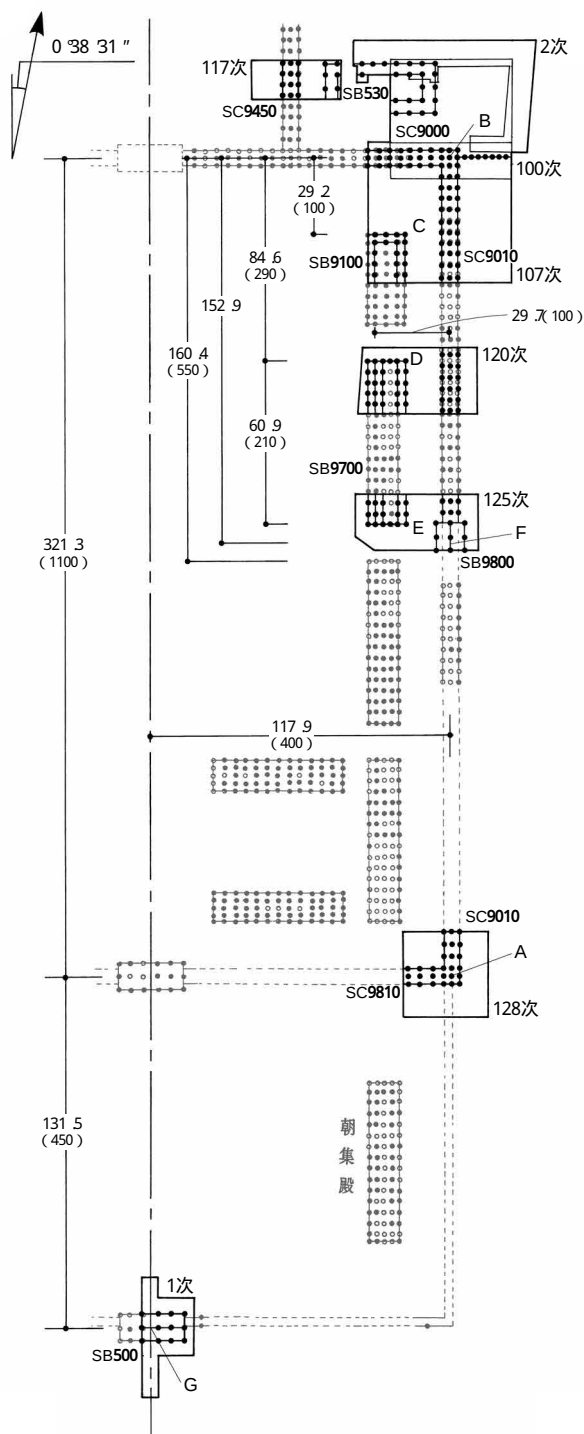


図110 朝堂院の復元図

(古文化研「藤原宮跡平面図」に加筆。単位：m、()内は推定尺。)